

熊本県訪問看護ステーション管理者会会則

目的

この会は管理者として自己研鑽と資質の向上を図ると共に
管理者間の連携強化に努め、訪問看護の事業発展に寄与す
ることを目的とする

目標

1. 情報交換、学習、研修、研究活動を行う
2. 訪問看護ステーションの広報活動を行う
3. 訪問看護ステーションのリスクマネジメントを行う
(感染・医療事故・災害 等)
4. 地域包括ケアシステムの構築に貢献する

会則

1. 会に次の役員をおく
代表 1名 副代表 2名 (1名は熊本市より選出)
理事 2名 (看護協会推薦)
各ブロック代表 (7名)
2. 役員は管理者の中から互選され、任期は1年とする。
代表と熊本市副代表の任期は3年とし、各役員は再任 (3回) されることが
できる。
ただし代表が必要と認めた場合、特別委員会を設置することが出来る。人選
及び任期については、役員承認のもとに決定する。
3. 開催日: 全体会議
年2回 3月と8月 (場合によってはずれることもある)
(基本) 開催月の土曜日とし日程は代表・市副代表の協議の上決め通知する
時間 10:30~12:30
場所 適宜案内
4. 会議及び従事者研修会の役割と担当はブロックの持ち回りとする
5. 年1回訪問看護従事者研修会を施行する
6. 活動内容は、熊本県訪問看護ステーション連絡協議会会長に代表が報告する
7. 事務局を熊本県医師会におく

この会則は平成8年8月17日から施行する

- 附則 この会則は平成27年4月1日から施行する
附則 この会則は平成29年4月1日から施行する
附則 この会則は令和2年4月1日から施行する
附則 この会則は令和4年4月1日から施行する

<役員役割>

令和4年4月1日改定

<代表>

1. 管理者会等の円滑な運営を図る
2. 代表としての活動と会員への報告を行う
3. 会員からの意見活動等を連絡協議会理事会へ報告する
4. 連絡協議会理事会の意向、決定を会員へ周知する
5. 災害時等は、役員を招集し本部機能を立ち上げ、会員の被災状況を把握するとともに関係機関と連携し動く

<副代表>（第一 熊本市、第二 ブロック）

1. 第一副代表は代表と協議の上、管理者会議の日程及び内容を決め、各ブロック代表に通知する
2. 会議の司会（第一）、書記（第二）を務める
3. 代表の依頼業務を行う
4. 第一、第二が相互に補佐を行う
5. 災害時等は代表を補佐するとともに、代表が動けない場合はこれにかわる

<ブロック代表>

1. 代表及び副代表からの連絡事項等を会員へ通達する
2. ブロック内の勉強会等を運営する
3. 会員の意見等をまとめ、必要があれば代表に報告する
4. 開設、閉鎖・休止のステーションを把握し、協議会への入会を紹介する
5. 災害時等は、災害委員と共に会員の被災状況を把握し、いち早く代表等へ報告し連携する

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会

ブロック会費規約

<利用の目的>

訪問看護の広報や看護師の掘り起し活動、質の向上等に生かせる教材や物品の購入(管理は事務局または代表)、または研修会や勉強会、親睦等の活動費とする

1) 毎年 3 月に次年度ブロック代表へ手渡し

各ブロック=1 万円(熊本市 3 万円)

2) 管理者会議でブロックの年間活動報告を行う

3) ホームページにブロック活動状況をアップする

コラム・写真等 8 月、3 月を予定

* この規約は 2019 年 4 月から施行する